

コアエリア I (光駅周辺～島田市)

両地区における施策の方向性・
求められる機能

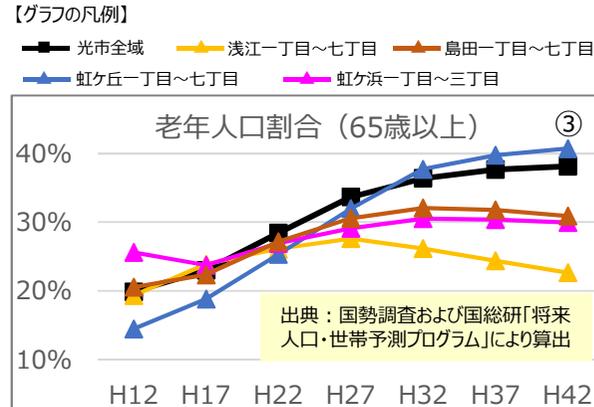
■地区の特性

- 西部地域に位置する拠点適性評価が最も高いエリア。
- 光駅に近接して、白砂青松の虹ヶ浜海岸等の貴重な景観・観光資源がある(①)など、魅力ある都市拠点としてポテンシャルが高いが、現状ではその魅力を活かしきれていないとの意見が多い(②)。
- 駅周辺を中心に人口密度の高いエリアが広がっている。虹ヶ丘団地では少子高齢化が急速に進行しており、今後も、更なる少子高齢化が見込まれる(③、④)。
- 光駅は市の玄関口で、国道188号と隣接しており、主要交通結節点としての役割が期待される。また、人口密度は高いが、公共交通の空白地域となっているエリアがある(⑤)。
- 都市機能施設がエリア内に集積しているが、やや分散しており、光駅周辺には、基幹的都市機能は集積していない(⑥)。

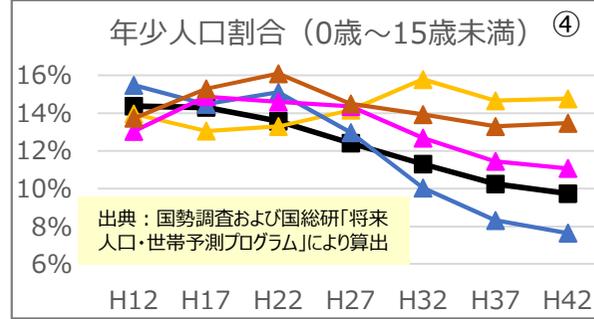


光駅周辺の課題点	件数
商業施設や娯楽施設、観光交流施設など「にぎわい」が不十分	557
虹ヶ浜海岸に近接する魅力を活かしきれていない	275
マイカーの送迎スペースとバスやタクシーの乗り場が混在している	264
段差の解消やエレベーターの設置など、バリアフリー化が不十分	242
北口(虹ヶ丘)側からの駅の利用が不便	182
電車やバス、タクシーなどの交通の接続や利便性が不十分	167
公共施設や医療・福祉サービスなど生活に身近なサービス施設が不十分	160
その他	285

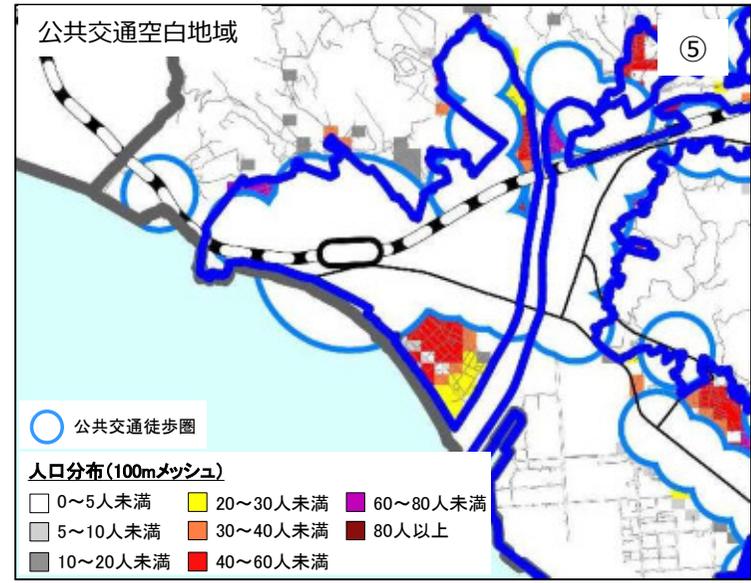
「光駅周辺地区拠点整備基本構想の策定に向けた市民アンケート調査 結果報告書」より編集



老年人口割合は、住宅団地が広がる虹ヶ丘で急激に増加し、市平均を超えると見込まれる。



年少人口割合は、虹ヶ丘や虹ヶ浜で減少傾向にある。一方で、一定の割合が維持される見込みのエリアもある。

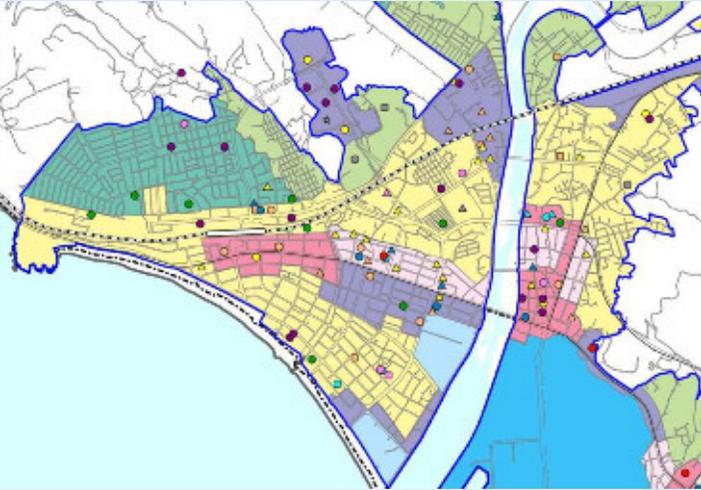


浅江六丁目や浅江七丁目などにおいて、人口密度は高いが、公共交通の空白地域となっているエリアがある。



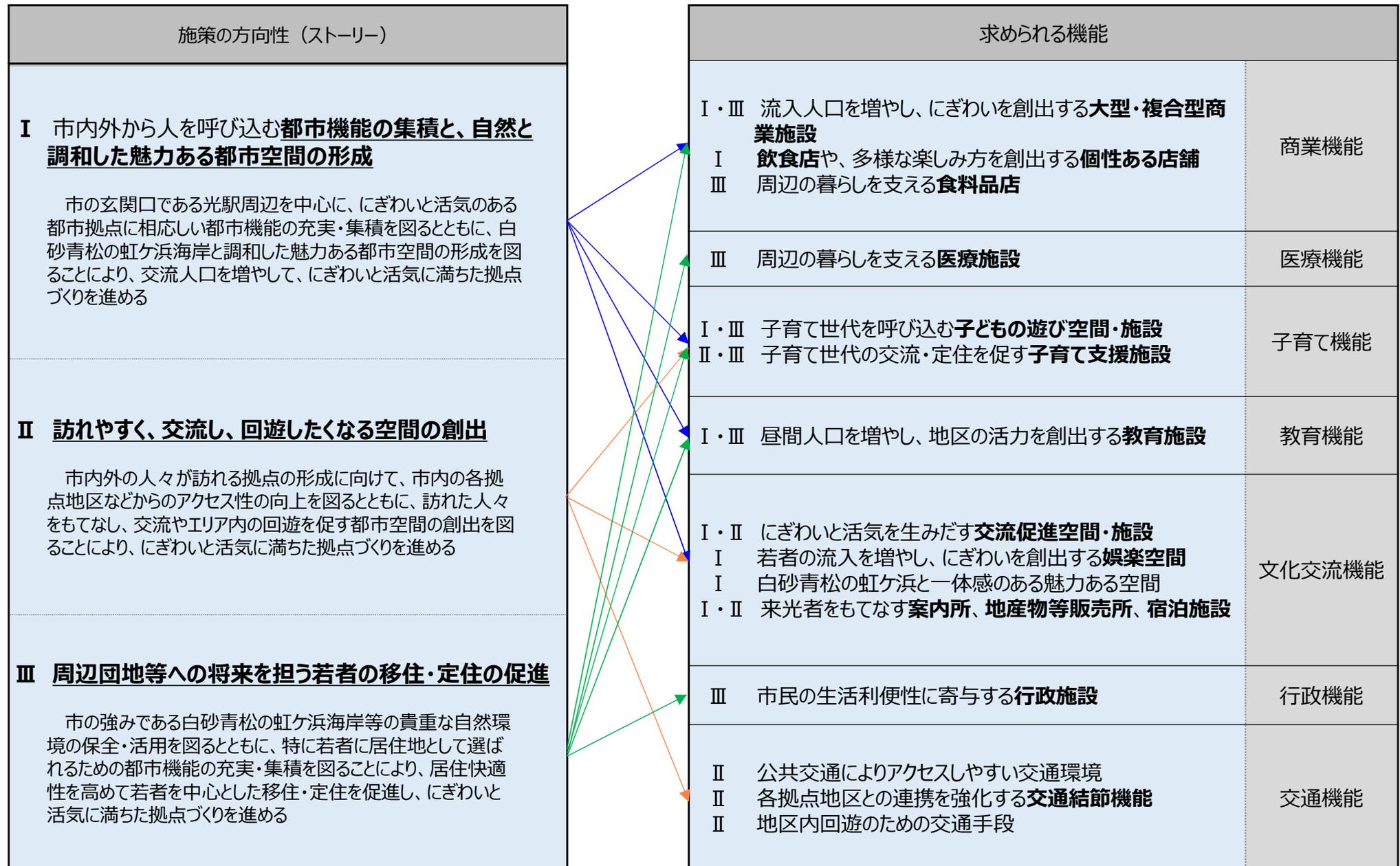
基幹的都市機能施設はやや分散して立地しており、光駅周辺には集積していない。

■ 施策の方向性

<p>地区の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 西部地域に位置する拠点適性評価が最も高いエリア。 ■ 光駅に近接して、白砂青松の虹ヶ浜海岸等の貴重な景観・観光資源があるなど、魅力ある都市拠点としてポテンシャルが高いが、現状ではその魅力を活かしきれていないとの意見が多い。 ■ 駅周辺を中心に人口密度の高いエリアが広がっている。虹ヶ丘団地では少子高齢化が急速に進行しており、今後も、更なる少子高齢化が見込まれる。 ■ 光駅は市の玄関口で、国道188号と隣接しており、主要交通結節点としての役割が期待される。また、人口密度は高いが、公共交通の空白地域となっているエリアがある。 ■ 都市機能施設がエリア内に集積しているが、やや分散しており、光駅周辺には、基幹的都市機能は集積していない。 
<p>役割</p>	<p>市の玄関口として、市内外の人々が訪れ、 にぎわいと活気のある都市拠点</p>
<p>都市づくりの方向性 (ターゲット)</p>	<p>都市機能が集積し、にぎわいに満ちた都市拠点づくり</p>

<p>施策の方向性 (ストーリー)</p>	
<p>I</p>	<p>市内外から人を呼び込む都市機能の集積と、自然と調和した魅力ある都市空間の形成</p> <p>市の玄関口である光駅周辺を中心に、にぎわいと活気のある都市拠点到相応しい都市機能の充実・集積を図るとともに、白砂青松の虹ヶ浜海岸と調和した魅力ある都市空間の形成を図ることにより、交流人口を増やして、にぎわいと活気に満ちた拠点づくりを進める</p>
<p>II</p>	<p>訪れやすく、交流し、回遊したくなる空間の創出</p> <p>市内外の人々が訪れる拠点の形成に向けて、市内の各拠点地区などからのアクセス性の向上を図るとともに、訪れた人々をもてなし、交流やエリア内の回遊を促す都市空間の創出を図ることにより、にぎわいと活気に満ちた拠点づくりを進める</p>
<p>III</p>	<p>周辺団地等への将来を担う若者の移住・定住の促進</p> <p>市の強みである白砂青松の虹ヶ浜海岸等の貴重な自然環境の保全・活用を図るとともに、特に若者に居住地として選ばれるための都市機能の充実・集積を図ることにより、居住快適性を高めて若者を中心とした移住・定住を促進し、にぎわいと活気に満ちた拠点づくりを進める</p>

■ 求められる機能の抽出

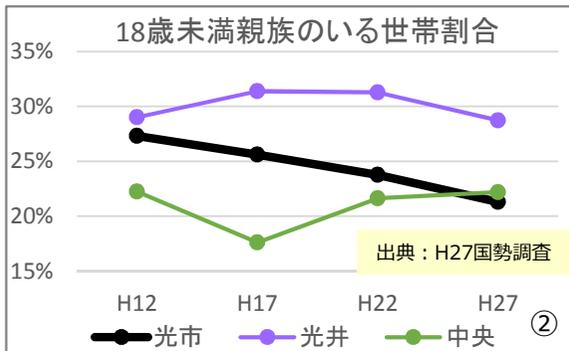
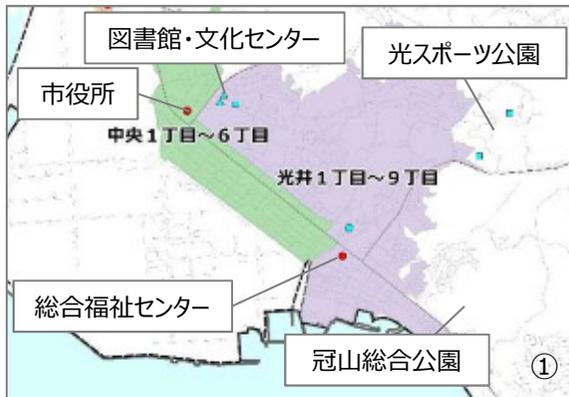


コアエリアⅡ（市役所周辺）

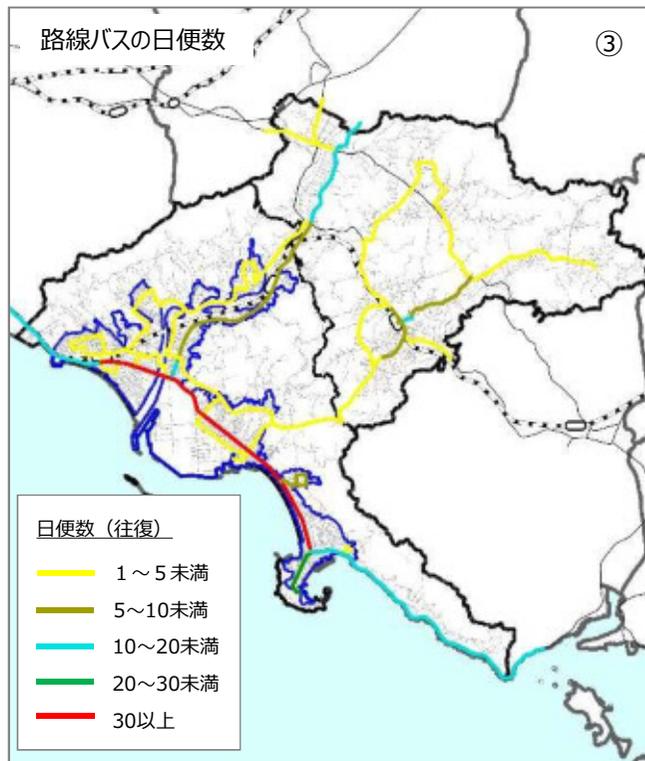
両地区における施策の方向性・
求められる機能

■ 地区の特性

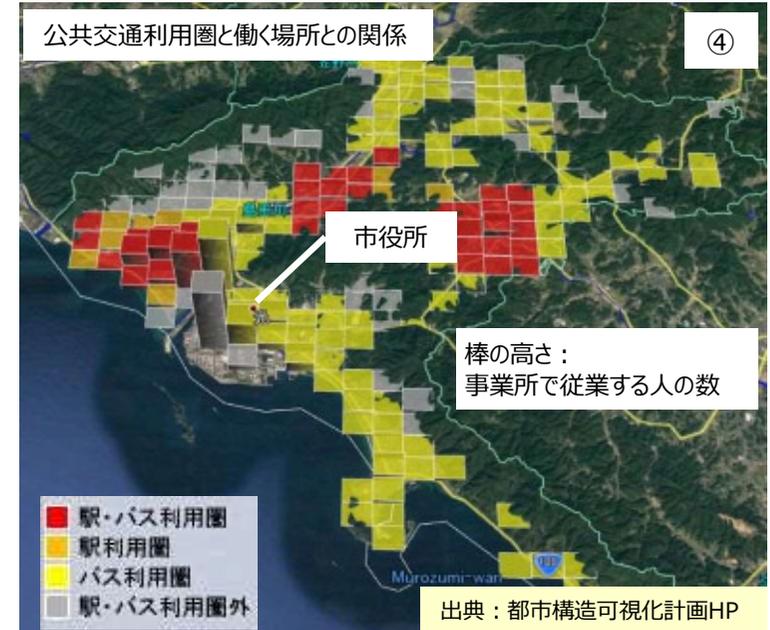
- 市役所や総合福祉センターなど**公共サービス施設**が立地し、行政・福祉・子育て等に関する基幹的都市機能施設が立地しているが、各施設はやや離れている(①)。
- 図書館や文化センター等の**文化施設**が立地している他、近隣には冠山総合公園や光スポーツ公園、山口県スポーツ交流村等の**スポーツ施設**が立地(①)。
- **長尾台など人口密度の高い団地**があり、一定割合の子育て世帯が居住している(②)。
- 多様な年代の市民が利用するエリアで、**市内各地区と路線バス**等で繋がっている。ただし、国道188号を通る路線を除くとその**運行頻度は低く**、地域拠点づくりを進める**岩田駅周辺地区と本地区をつなぐ路線の運行頻度も1日に10往復未満**である(③)。
- 臨海部の**工業地帯**を中心に**多くの従業者**がいる(④)が、市全体の傾向として**従業・通学者の流入率**が高く、市外居住者も多いと考えられる(⑤)。



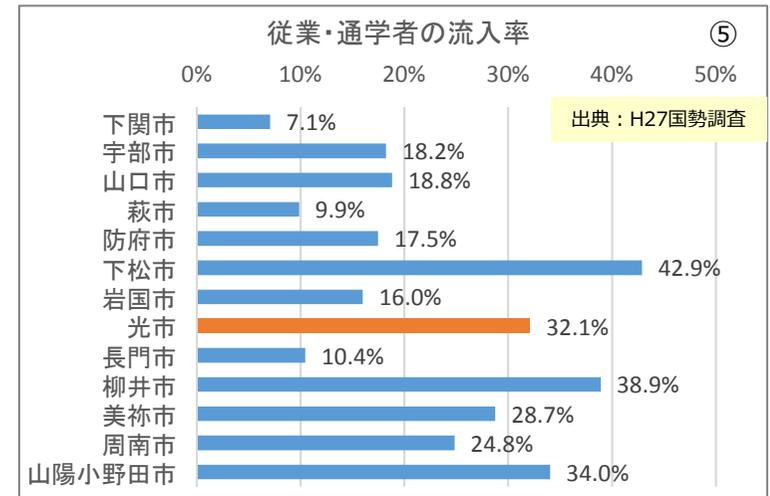
光井は子育て世帯の割合が市平均より高い水準を維持している。中央は近年増加に転じている。



国道188号を通る路線は本数が多いが、その他はおおむね1日に10往復未満である。



就業人口は、臨海部の工業地を中心として市内で最も集中している。



市内で従業・通学しつつ市外に居住する人の割合は、県内の他都市と比べてやや高い。

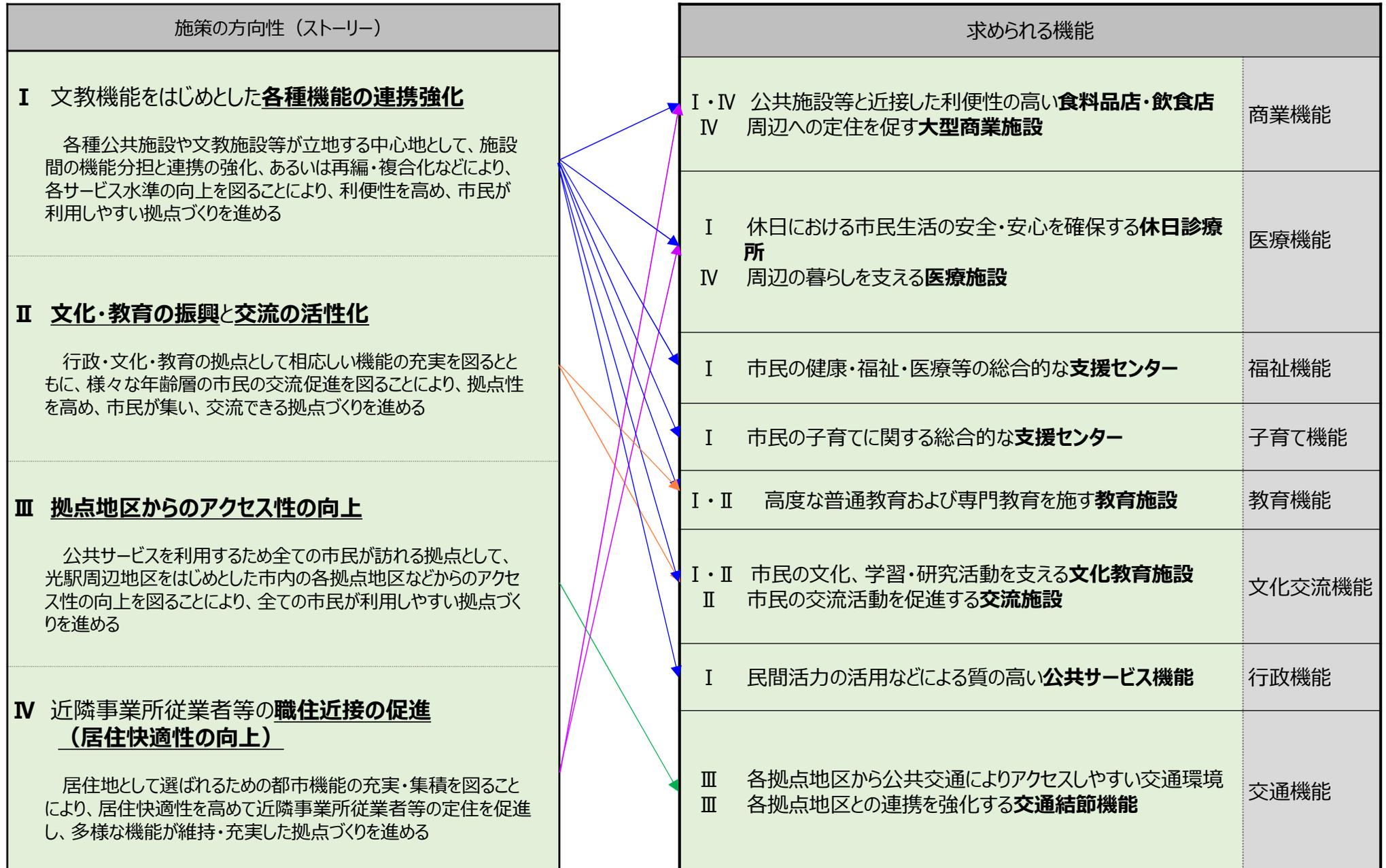
■ 施策の方向性

<p>地区の特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市役所や総合福祉センターなど公共サービス施設が立地し、行政・福祉・子育て等に関する基幹的都市機能施設が立地しているが、各施設はやや離れている。 ■ 図書館や文化センター等の文化施設が立地している他、近隣には冠山総合公園や光スポーツ公園、スポーツ交流村等のスポーツ施設が立地。 ■ 長尾台など人口密度の高い団地があり、一定割合の子育て世帯が居住している。 ■ 多様な年代の市民が利用するエリアで、市内各地区と路線バス等で繋がっている。ただし、国道188号を通る路線を除くとその運行頻度は低く、地域拠点づくりを進める岩田駅周辺地区と本地区をつなぐ路線の運行頻度も1日に10往復未満である。 ■ 臨海部の工業地帯を中心に多くの従業者がいるが、市全体の傾向として従業・通学者の流入率が高く、市外居住者も多いと考えられる。 
<p>役割</p>	<p>行政・文化・教育の拠点として、全ての市民が利用しやすく、集い、交流できる都市拠点</p>
<p>都市づくりの方向性（ターゲット）</p>	<p>行政・文教機能をはじめ多様な機能が連携した都市拠点づくり</p>



<p>施策の方向性（ストーリー）</p>	
<p>I 文教機能をはじめとした各種機能の連携強化</p> <p>各種公共施設や文教施設等が立地する中心地として、施設間の機能分担と連携の強化、あるいは再編・複合化などにより、各サービス水準の向上を図ることにより、利便性を高め、市民が利用しやすい拠点づくりを進める</p>	
<p>II 文化・教育の振興と交流の活性化</p> <p>行政・文化・教育の拠点として相応しい機能の充実を図るとともに、様々な年齢層の市民の交流促進を図ることにより、拠点性を高め、市民が集い、交流できる拠点づくりを進める</p>	
<p>III 拠点地区からのアクセス性の向上</p> <p>公共サービスを利用するため全ての市民が訪れる拠点として、光駅周辺地区をはじめとした市内の各拠点地区などからのアクセス性の向上を図ることにより、全ての市民が利用しやすい拠点づくりを進める</p>	
<p>IV 近隣事業所従業者等の職住近接の促進（居住快適性の向上）</p> <p>居住地として選ばれるための都市機能の充実・集積を図ることにより、居住快適性を高めて近隣事業所従業者等の定住を促進し、多様な機能が維持・充実した拠点づくりを進める</p>	

■ 求められる機能の抽出



都市機能誘導区域の設定基準(案)

都市機能誘導区域に
含めるエリア

- ① 一定の運行頻度のある鉄道の駅又はバスの停留所から、徒歩等によりアクセスしやすいエリア
- ② 広域的な高次の機能をはじめとした都市機能が一定程度充実しているエリア
- ③ 一定のまとまりのある公益施設用地や維持すべき都市機能があるエリア、拠点整備事業を検討しているエリア

都市機能誘導区域に
含めないエリア

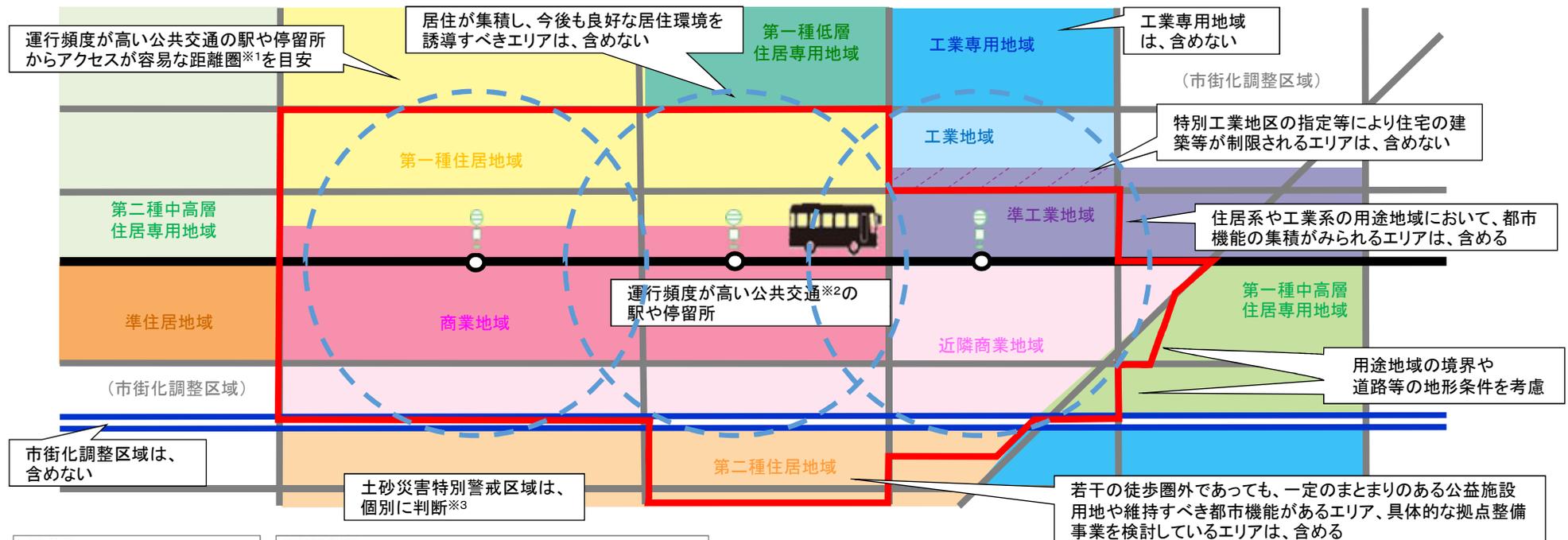
- ① 法令や指針により、居住誘導区域に含めないとされるエリア（市街化調整区域、保安林、自然公園特別地域等）
- ② 居住が集積しており、今後も良質な居住環境を維持すべきエリア
- ③ 工業専用地域や特別工業地区を定め住宅の建築を制限しており、今後も産業基盤等としての環境を維持すべきエリア

その他

- 災害ハザードに関しては、土砂災害特別警戒区域は市街地内に点在しているため、個別に判断

都市機能誘導区域の設定イメージ

具体的には・・・



凡例

- 主要道路
- 一般道路
- 河川
- 都市機能誘導区域

用途地域

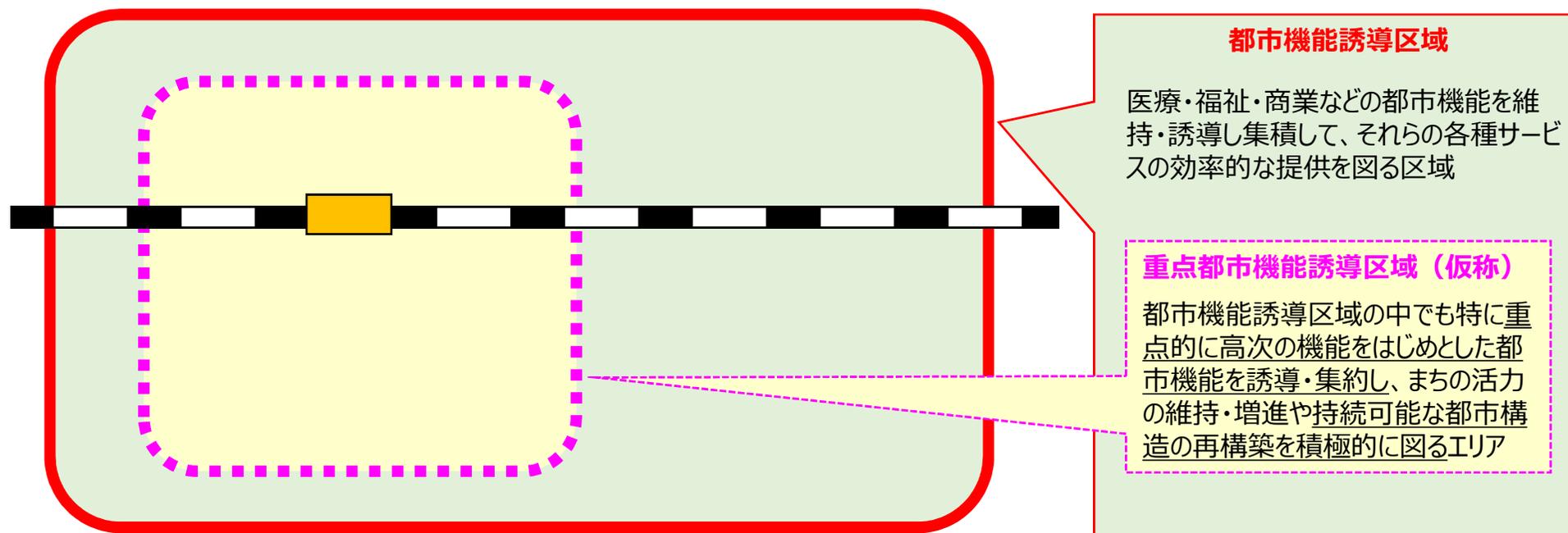
■ 第一種低層住居専用地域	■ 近隣商業地域
■ 第一種中高層住居専用地域	■ 商業地域
■ 第二種中高層住居専用地域	■ 準工業地域
■ 第一種住居地域	■ 工業地域
■ 第二種住居地域	■ 工業専用地域
■ 準住居地域	

※1 「都市構造の評価に関するハンドブック(国交省)」にて、高齢者の徒歩圏として挙げられる500m程度
 ※2 「都市構造の評価に関するハンドブック(国交省)」にて、基幹的公共交通路線の目安として挙げられる1日30往復以上
 ※3 土砂災害特別警戒区域は、市街地においても小規模な区域が点在しているため、別途個別に検討

■重層的な都市機能誘導区域の設定について(案)

- ・コアエリア I（光駅周辺～島田市）においては、医療・商業などの都市機能を集積し、各種サービスの効率的な提供を図る区域である「**都市機能誘導区域**」の内側に、**さらに重点的に高次の機能をはじめとした都市機能を誘導・集約し、まちの活力の維持・増進や持続可能な都市構造の再構築を積極的に図る区域（重点都市機能誘導区域（仮称））**を、光駅周辺に定めることを想定する。
- ・重点都市機能誘導区域（仮称）は、法定外の市独自の位置付けの区域であり、法律上は都市機能誘導区域と同じ扱いとなるもの。
- ・なお、市では現在、光駅周辺地区における拠点整備に向けた基本構想を策定中であり、**次年度以降に、同事業の中で具体的な重点都市機能誘導区域（仮称）の範囲や整備の内容等を検討・整理**する。

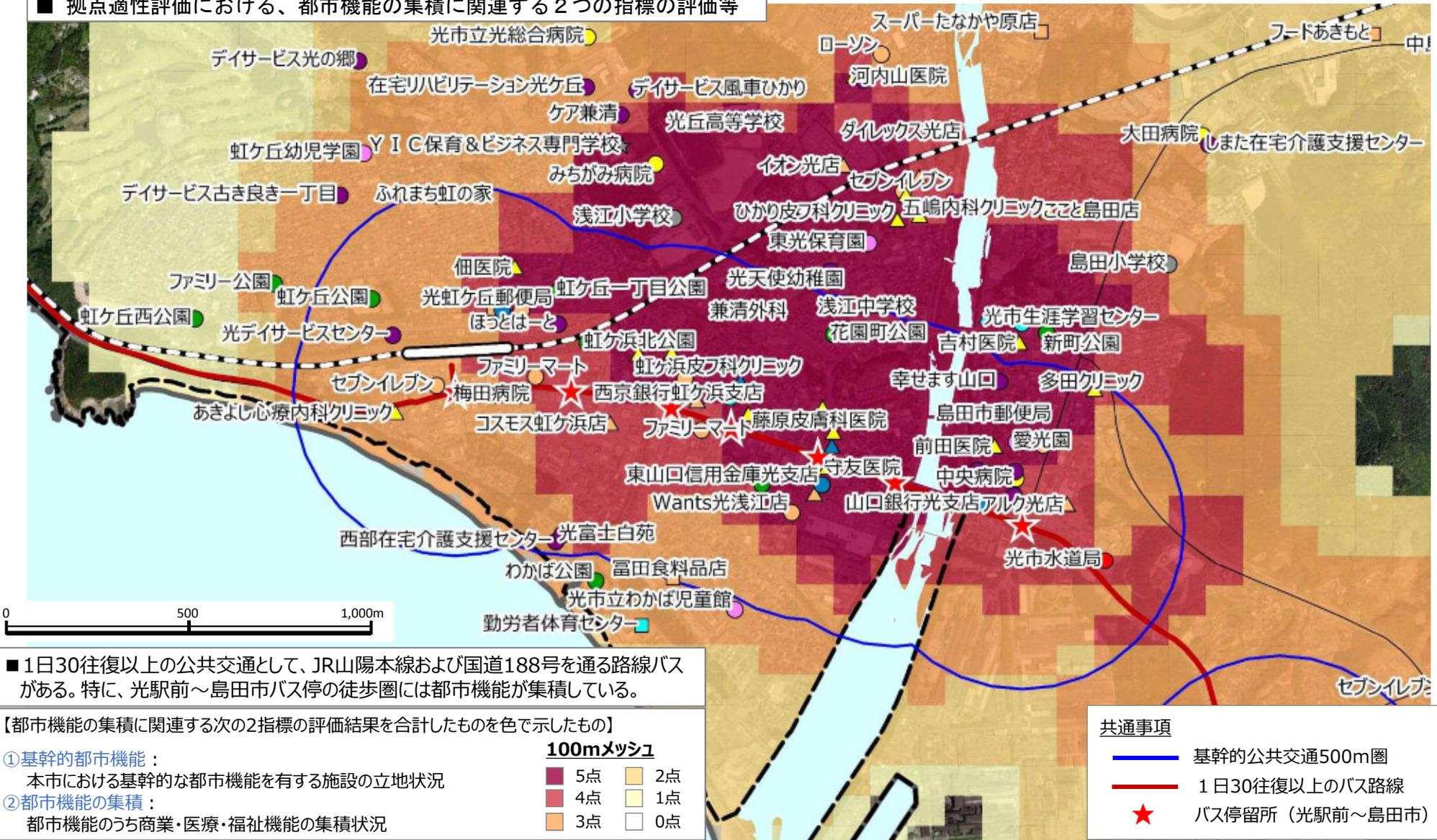
■重層的な都市機能誘導区域 概念図



■ 都市機能誘導区域に含めるエリア (1)

- ① 一定の運行頻度のある鉄道の駅又はバスの停留所から、徒歩等によりアクセスしやすいエリア
- ② 広域的な高次の機能をはじめとした都市機能が一定程度充実しているエリア

■ 拠点適性評価における、都市機能の集積に関連する2つの指標の評価等



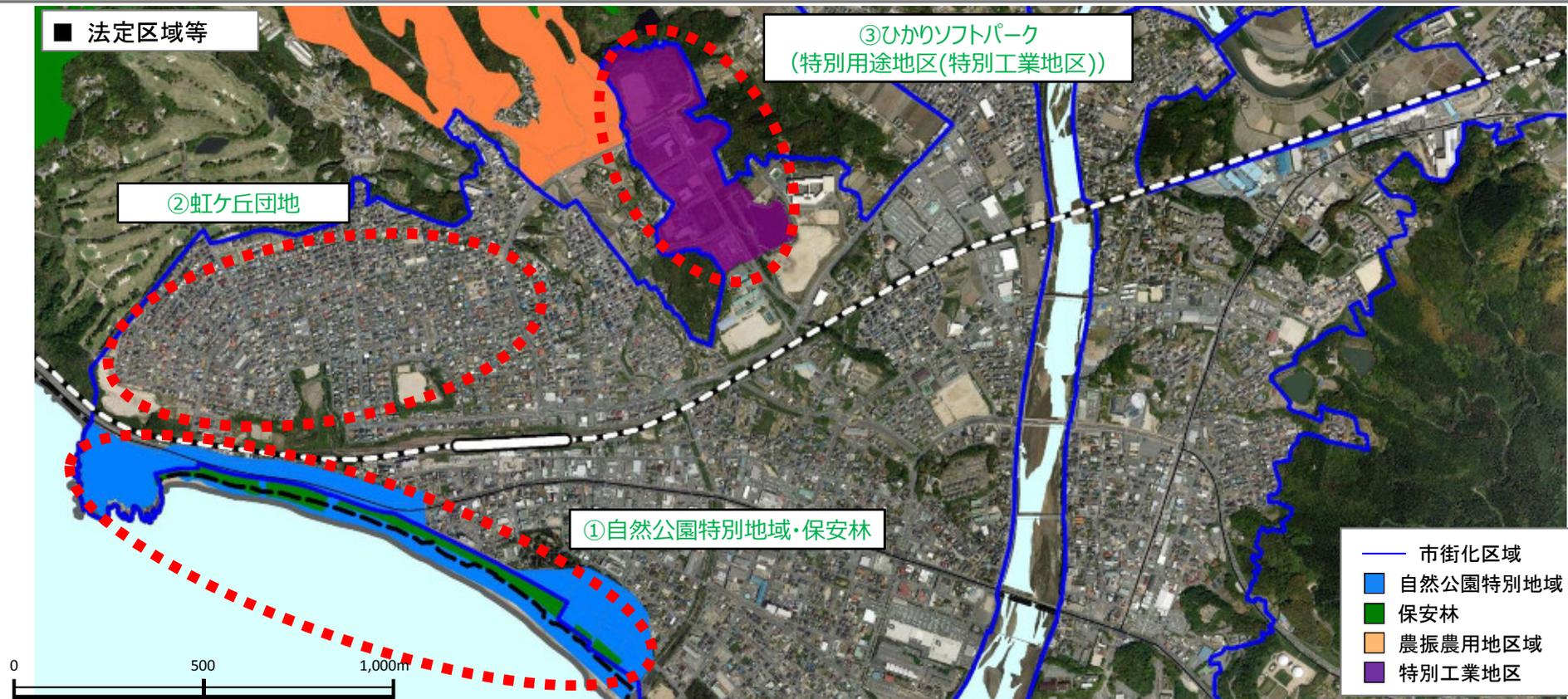
■ 都市機能誘導区域に含めるエリア (2)

③一定のまとまりのある公益施設用地や維持すべき都市機能があるエリア、拠点整備事業を検討しているエリア



■ 都市機能誘導区域に含めないエリア

- ① 法令や指針により、居住誘導区域に含めないとされるエリア（市街化調整区域、保安林、自然公園特別地域等）
- ② 居住が集積しており、今後も良質な居住環境を誘導すべきエリア
- ③ 工業専用地域や特別工業地区を定めて住宅の建築等を制限しており、今後も産業基盤等としての環境を維持すべきエリア



①自然公園特別地域・保安林

虹ヶ浜西緑地や門蔵山、虹ヶ浜の周辺は、瀬戸内海国立公園（自然公園）の第2種特別地域や保安林が指定されているエリア

②虹ヶ丘団地

都市計画マスタープランにおいて、虹ヶ丘などの住宅地については、低層で良質な居住環境の誘導に努めることとしているエリア

③特別工業地区

ひかりソフトパークは、特別工業地区を定め住宅の建築等を制限しており、都市計画マスタープランにおいて、特定の業種の企業立地を促進することとしているエリア

※その他、土砂災害特別警戒区域については、別途検討

コアエリア I (光駅周辺～島田市)

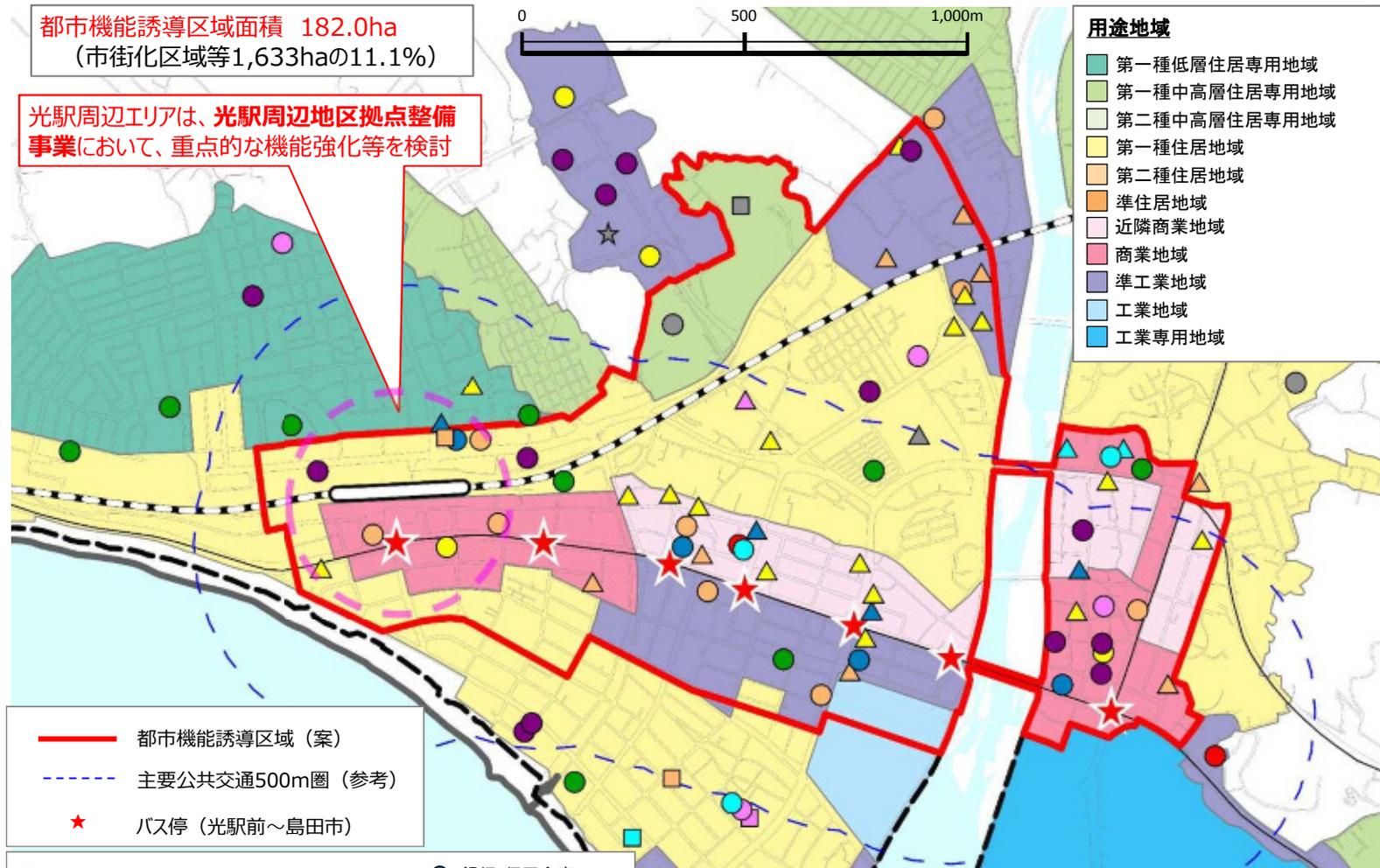
都市機能誘導区域

都市機能誘導区域 (案)

◆前頁までの事項を総合的に捉え、用途地域の境界や道路の形状等の地形条件を考慮しつつ、具体的な都市機能誘導区域を設定

都市機能誘導区域面積 182.0ha
(市街化区域等1,633haの11.1%)

光駅周辺エリアは、**光駅周辺地区拠点整備事業**において、重点的な機能強化等を検討



- 用途地域**
- 第一種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域

- 都市機能誘導区域 (案)
- 主要公共交通500m圏 (参考)
- バス停 (光駅前～島田市)
- 病院
- 診療所
- 高齢者福祉施設
- コンビニ・ドラッグストア
- スーパー
- 保育園
- 幼稚園・認定こども園
- 保育施設
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 専修学校等
- 銀行・信用金庫
- 郵便局・JA
- コミュニティセンター等
- 文化施設
- 体育施設
- 市役所・出張所等
- 都市公園

- 【設定の考え方 (要点)】**
- 国道188号のバス停留所及びJR光駅から500m以内のエリアを目安
 - 市民ホールや光丘高等学校用地、商業・医療機能等が集積しているエリアを含める
 - 瀬戸内海国立公園第2種特別地域は含まない
 - 今後も低層で良質な居住環境を誘導する虹ヶ丘団地は含まない
 - 今後も特定の業種の企業立地を促進する「ひかりソフトパーク」は含まない

【都市機能施設の立地状況】

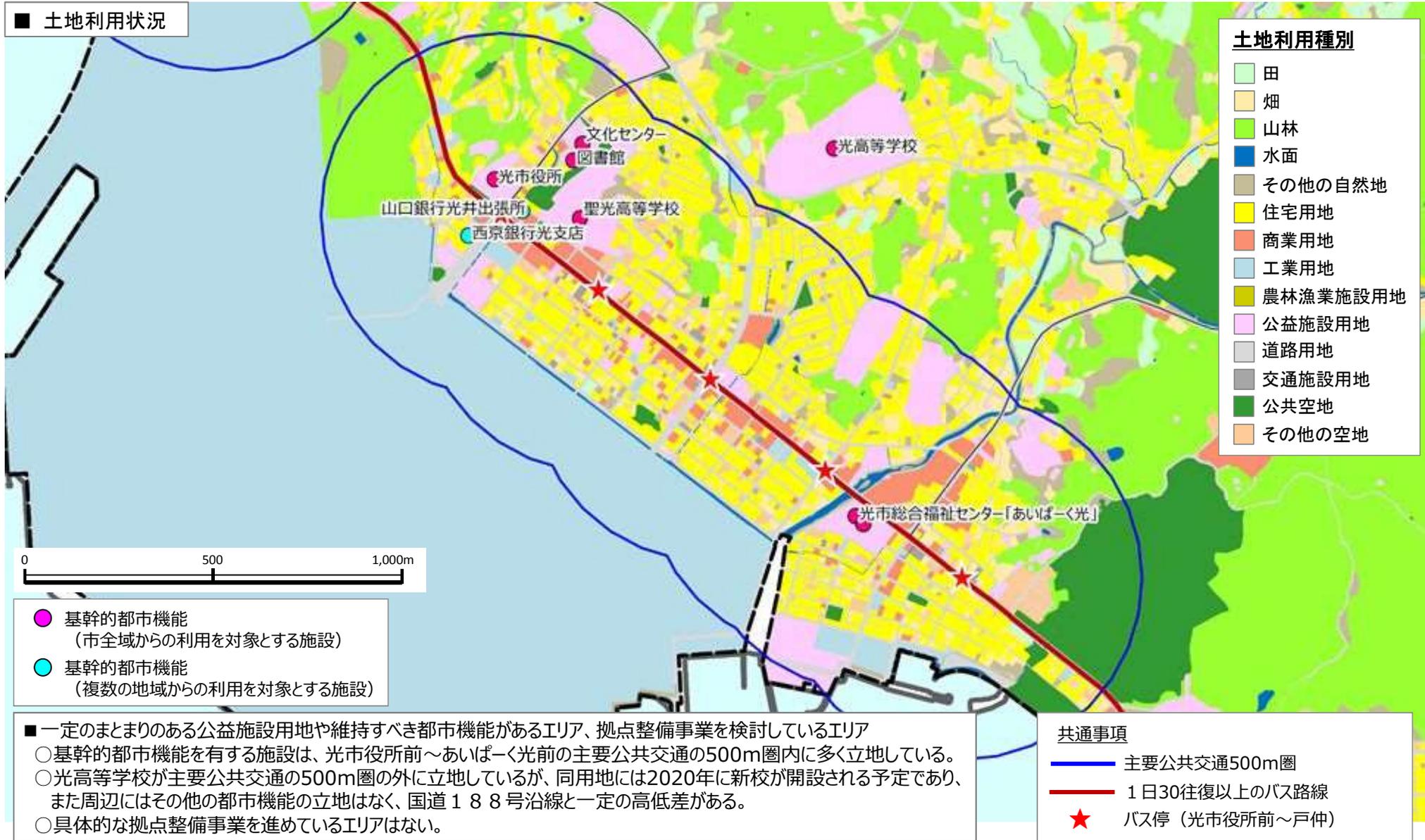
都市機能	誘導区域内	区域周辺
医療	病院 (病床20以上)	★
	診療所	○
	休日診療所等	○
福祉	高齢者福祉施設	○
	福祉センター・介護支援センター	○
商業	大型商業施設 (1,000㎡以上)	★
	スーパー・その他の商業施設	○
	コンビニエンスストア・ドラッグストア	○
金融	銀行・信用金庫	○
	郵便局・JA	○
子育て	保育所	○
	幼稚園	○
	子育て支援センター	○
教育	小学校	○
	中学校	○
	高校	★
	大学・専修学校等	★
行政・文化	市役所	
	支所・出張所等	★
	コミュニティセンター・集会所	○
	文化施設	★
公園	体育施設	○
	都市公園	○

★：市全域からの利用が想定される基幹的都市施設

■ 都市機能誘導区域に含めるエリア（２）

③一定のまとまりのある公益施設用地や維持すべき都市機能があるエリア、拠点整備事業を検討しているエリア

■ 土地利用状況



■ 都市機能誘導区域に含めないエリア

- ① 法令や指針により、居住誘導区域に含めないとされるエリア（市街化調整区域、保安林、自然公園特別地域等）
- ② 居住が集積しており、今後も良質な居住環境を誘導すべきエリア
- ③ 工業専用地域や特別工業地区を定めて住宅の建築等を制限しており、今後も産業基盤等としての環境を維持すべきエリア



※その他、土砂災害特別警戒区域については、別途検討

○ 災害ハザードに関しては、土砂災害特別警戒区域は市街地内に点在しているため、個別に判断

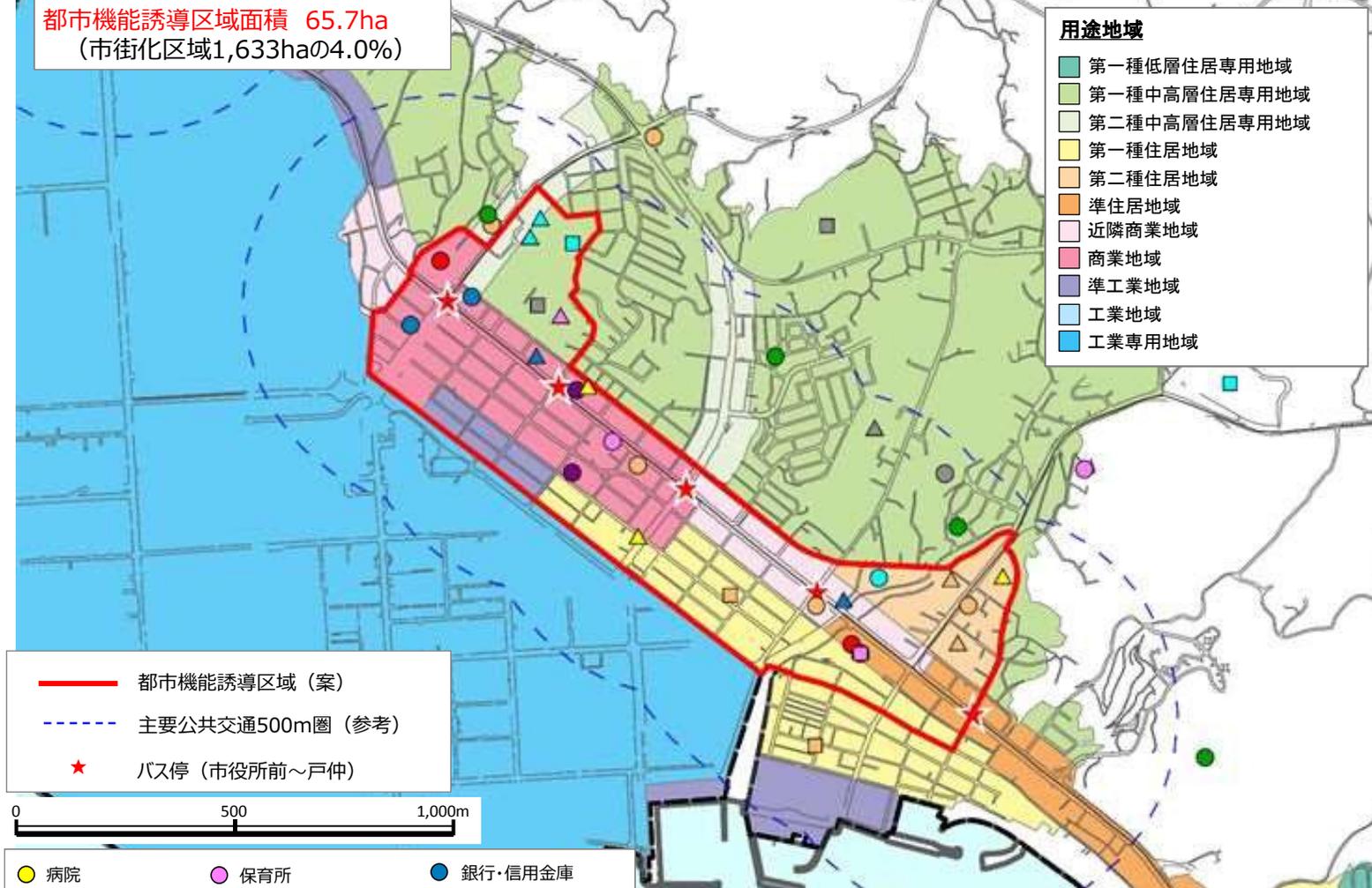
コアエリアⅡ（市役所周辺）

都市機能誘導区域

都市機能誘導区域（案）

◆前頁までの事項を総合的に捉え、用途地域の境界や道路の形状等の地形条件を考慮しつつ、具体的な都市機能誘導区域を設定

都市機能誘導区域面積 65.7ha
(市街化区域1,633haの4.0%)



- 用途地域**
- 第一種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域

- 都市機能誘導区域（案）
- - - 主要公共交通500m圏（参考）
- ★ バス停（市役所前～戸仲）

- 病院
- ▲ 診療所
- 高齢者福祉施設
- ▲ コンビニ・ドラッグストア
- ▲ 大型商業施設
- スーパー
- 保育所
- ▲ 幼稚園・認定こども園
- 保育施設
- 小学校
- ▲ 中学校
- 高等学校
- ★ 専修学校等
- 銀行・信用金庫
- ▲ 郵便局・JA
- コミュニティセンター等
- ▲ 文化施設
- 体育施設
- 市役所・出張所等
- 都市公園

【設定の考え方（要点）】

- (1) 国道188号のバス停留所から500m以内のエリアを目安
- (2) 光高等学校は、周辺に他の都市機能がなく高低差もあるため含めない
- (3) 今後も良質な居住環境を誘導する緑ヶ丘団地、長尾台団地は含めない
- (4) 今後も産業基盤として継続的かつ発展的な新興を図る工業専用地域は含めない

【都市機能の立地状況】

都市機能		誘導区域内	区域周辺
医療	病院（病床20以上）		
	診療所	○	
	休日診療所等	★	
福祉	高齢者福祉施設	○	
	福祉センター・介護支援センター	★	
商業	大型商業施設（1,000㎡以上）	○	
	スーパー・その他の商業施設	○	○
	コンビニエンスストア・ドラッグストア	○	○
金融	銀行・信用金庫	○	
	郵便局・JA	○	
子育て	保育所	○	○
	幼稚園	○	
	子育て支援センター	★	
教育	小学校		○
	中学校		○
	高校	★	★
	大学・専修学校等		
行政・文化	市役所	★	
	支所・出張所		
	コミュニティセンター・集会所	○	
	文化施設	★	
	体育施設	○	○
公園	都市公園	○	○

★：市全域からの利用が想定される基幹的都市施設

その他

○ 災害ハザードに関しては、土砂災害特別警戒区域は市街地内に点在しているため、個別に判断

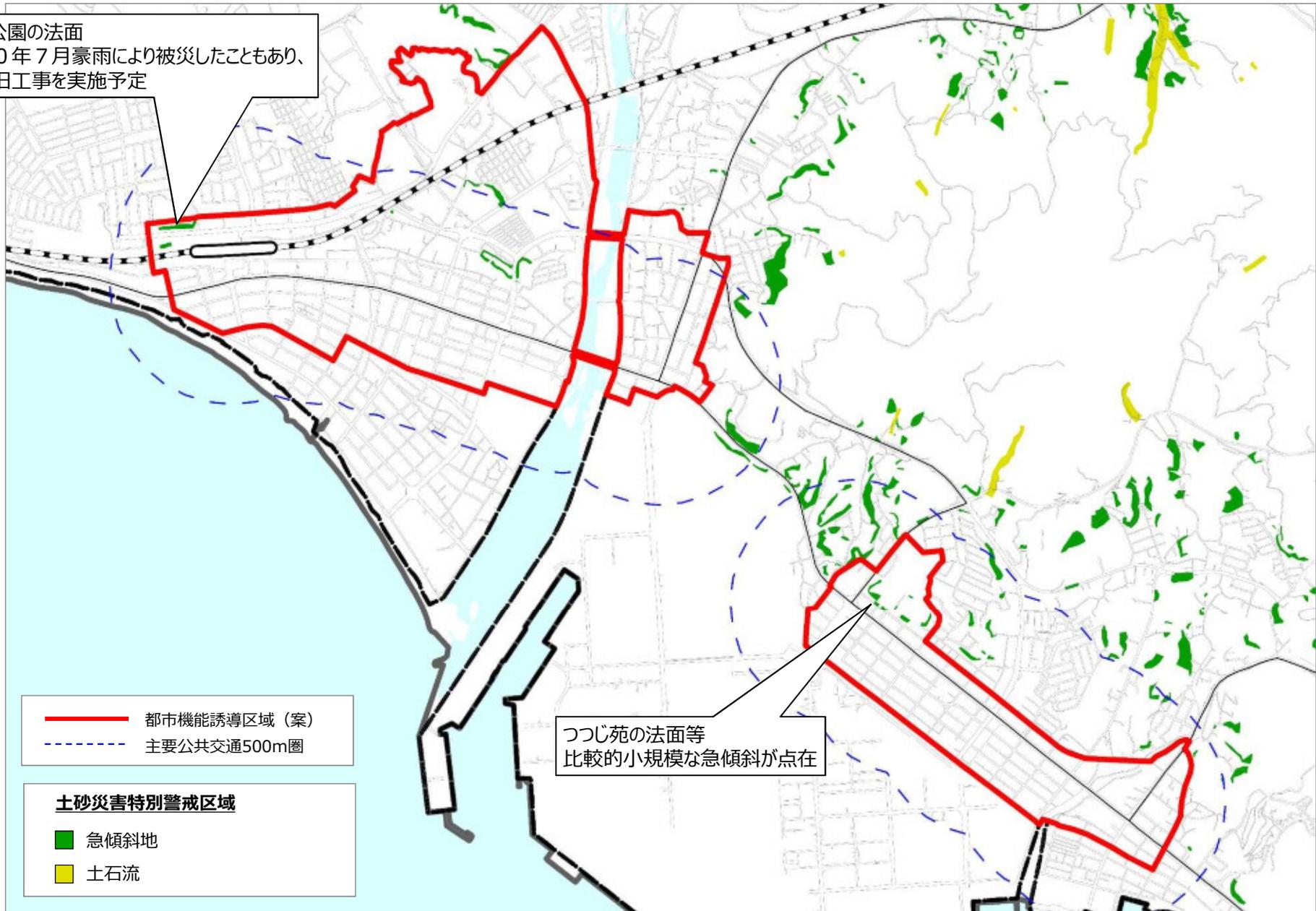
虹ヶ丘公園の法面
平成30年7月豪雨により被災したこともあり、
災害復旧工事を実施予定

つつじ苑の法面等
比較的小規模な急傾斜が点在

— 都市機能誘導区域 (案)
- - - 主要公共交通500m圏

土砂災害特別警戒区域

■ 急傾斜地
■ 土石流



■国の指針（都市計画運用指針）

◆基本的な考え方

- ・都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定する
- ・具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる
- ・人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定める

◆留意すべき事項

- ・都市機能誘導区域内で充足している施設は、必要に応じて設定を見直す（都市機能誘導区域の外で当該施設が立地する際には届出を要することに留意）
- ・都市機能誘導区域外に転出してしまふ恐れがある場合に、誘導施設として定めることも考えられる
- ・誘導施設として定めようとするときは、関係部局や都道府県との調整が必要となる場合がある
- ・誘導施設の立地を図るために必要な事業等を計画に記載することができ、周辺の基盤整備、公共交通や歩行空間の整備等、関連する事業をあわせて記載することが考えられる

◆誘導施設の例

- ・高齢化の中で必要性の高まる施設 → 医療施設（病院、診療所等）・社会福祉施設（老人デイサービスセンター等）
- ・子育て世代にとって居住場所を決める重要な要素となる施設 → 子育て支援施設（幼稚園、保育所等）・教育施設（小学校等）
- ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す施設 → 文化施設（図書館、博物館等）・商業施設（スーパーマーケット等）
- ・行政サービスの窓口機能 → 行政施設（市役所支所等）

■市の誘導施設に関する基本的な考え（案）

◆基本的な考え方

- ・各々の拠点地区の役割に応じて、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設※（誘導施設）を設定する
- ・市民の生活や経済活動に対して、高次のサービスを広域的に提供する都市拠点型の施設を中心に設定する
- ・都市機能誘導区域内に誘導すべき施設の他に、都市機能誘導区域内に維持すべき施設も設定することを考える

※ 都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの

■分布特性による都市機能施設の分類

都市機能施設について、それぞれの提供サービス内容や利用圏等の特性に応じて、次の2つのタイプに分類し、誘導施設を検討するための参考とする。

- ・都市拠点型施設：市民の生活や経済活動に対して、**高次のサービスを広域に提供**する。主に都市拠点に立地すべき施設。
- ・地域分散型施設：地域住民の生活や経済活動に対して、**基礎的なサービスを一定の地域に提供**する。主に各拠点などに立地すべき施設。

本計画の主な対象

			都市拠点型	地域分散型
商業	大規模小売店舗（1000m ² 超）	大規模小売店舗は、主に高次の商業サービスを広域に提供する施設であり、都市拠点における立地が望ましい。	○	
	スーパー（生鮮食品・日用品）	生鮮食品や日用品を扱うスーパーは、主に基礎的な商業サービスを一定の地域に提供する施設であり、各拠点などに立地することが望ましい。		○
	コンビニエンスストア	コンビニエンスストアは、主に基礎的な商業サービスを一定の地域と通過交通に提供する施設であり、各拠点などに立地することが望ましい。		○
医療	病院（病床数20以上）	病院(病床数20以上)は、主に高次の医療サービスを広域に提供する施設であり、都市拠点における立地が望ましい。	○	
	診療所	診療所は、主に基礎的な医療サービスを一定の地域に提供する施設であり、各拠点などに立地することが望ましい。		○
福祉	地域包括支援センター	地域包括支援センターは、主に高次の福祉等のサービスを広域に提供する施設であり、都市拠点における立地が望ましい。	○	
	通所系・入所系福祉施設	通所系・入所系の福祉施設は、主に基礎的な福祉サービスを一定の地域に提供する施設であり、各拠点などに立地することが望ましい。		○
子育て	子育て支援センター／子育て交流施設	子育て支援センターや子育て交流施設は、主に高次の子育て関係サービスを広域に提供する施設であり、都市拠点における立地が望ましい。	○	
	幼稚園／保育園	幼稚園や保育園は、主に基礎的な子育て関係サービスを一定の地域に提供する施設であり、各拠点などに立地することが望ましい。		○
教育	小学校／中学校	小学校や中学校は、主に基礎的な学校教育サービスを一定の地域に提供する都市施設であり、各拠点などに立地することが望ましい。		○
	高等学校／大学／専修学校等	高等学校や大学・専修学校等は、主に高次の学校教育サービスを広域に提供する施設であり、都市拠点における立地が望ましい。	○	
文化交流	文化施設	図書館やホール等の文化施設は、主に高次の文化サービスを広域に提供する施設であり、都市拠点における立地が望ましい。	○	
	映画館／劇場等	映画館や劇場等の娯楽施設は、主に高次の娯楽サービスを広域に提供する施設であり、都市拠点における立地が望ましい。	○	
	観光交流施設	観光案内所や地産物販売所、宿泊所等は、主にサービスを広域的に提供する施設であり、都市拠点における立地が望ましい。	○	
	コミュニティセンター／集会所	コミュニティセンターや集会所は、地域住民の身近な施設として各拠点に立地することが望ましい。		○
行政	行政施設	中心的な行政施設は、主に高次の行政サービスを広域に提供する施設であり、都市拠点における立地が望ましい。出張所などは、主に基礎的な行政サービスを一定の地域に提供する施設であり、各拠点などに立地することが望ましい。	○	○

コアエリア I (光駅周辺～島田市) 誘導施設 (案)

役割	市の玄関口として、市内外の人々が訪れ、 にぎわいと活気のある都市拠点
ターゲット	都市機能が集積し、にぎわいに満ちた都市拠点づくり

ストーリー	I 市内外から人を呼び込む都市機能の集積と、自然と調和した魅力ある都市空間の形成
	II 訪れやすく、交流し、回遊したくなる空間の創出
	III 周辺団地等への将来を担う若者の移住・定住の促進

求められる機能		誘導施設への位置付けの判断		誘導施設等
		分布特性	立地状況等	
商業	I・III 流入人口を増やし、にぎわいを創出する 大型・複合型商業施設	都市拠点	★ ・駅から少し離れたところに、複数の大規模小売店舗が立地 ・周辺住民の生活を支える商業施設の維持が求められる ・また、市民アンケートにみる商業機能のニーズは高く、流入・定住促進のため、駅周辺に、魅力ある大規模小売店舗の誘導が求められる	大規模小売店舗 (大規模小売店舗立地法第2条第2項)
	I 飲食店 や、多様な楽しみ方を創出する 個性ある店舗	地域分散		
	III 周辺の暮らしを支える 食料品店	地域分散		
医療	III 周辺の暮らしを支える 医療施設	都市拠点 地域分散	★ ・救急告示病院が立地 (総合病院は誘導区域外に移転予定) ・高次医療サービスの維持・誘導が求められる	病院 (医療法第1条の5)
子育て	I・III 子育て世代を呼び込む 子どもの遊び空間・施設	都市拠点 地域分散	○ ・市内最大規模の保育所・幼稚園が立地 ・子育て世代の流入・定住促進のため、駅周辺に子どもの遊び空間・子育て交流施設の誘導が求められる	子育て交流施設 (児童福祉法第6条の3第6項)
	II・III 子育て世代の交流・定住を促す 子育て支援施設	地域分散		
教育	I・III 昼間人口を増やし、地区の活力を創出する 教育施設	都市拠点	★ ・光丘高等学校が立地しているが、2020年に光高等学校と統合され、現在の光高等学校用地に新校が設置される予定 ・若者の流入・定住を促進し活力を創出するため、専修学校等の誘導が求められる	専修学校 (学校教育法第124条) 各種学校 (学校教育法第134条)
文化交流	I・II にぎわいと活気を生み出す 交流促進空間・施設	都市拠点	★ ・市民ホールやコミュニティセンター等が立地 ・文化交流機能の維持に加えて、市の玄関口である駅周辺に市民や来光者が交流できる施設の誘導が求められる	交流施設 (地方自治法第244条第1項 等)
	I 若者の流入を増やし、にぎわいを創出する 娯楽施設	都市拠点	△ ・映画館等の人を呼び込む施設が考えられるが、市民アンケートにみる遊戯・娯楽施設の重要度は高くない	設定しない
	I 白砂青松の虹ヶ浜と一体感のある魅力ある空間	-	- ・特性を活かした魅力ある都市空間が求められる	-
	I・II 来光者をもてなす 案内所、土産物等販売所、宿泊施設	都市拠点	△ ・白砂青松の虹ヶ浜海岸に近接する市の玄関口の駅周辺に、来光者を受け入れる機能の誘導が求められる	観光案内施設
行政	III 市民の生活利便性に寄与する 行政施設	都市拠点	○ ・出張所が立地 ・4月から、証明書コンビニ交付サービスを開始した	設定しない
その他	II 公共交通によりアクセスしやすい交通環境	-	- ・公共交通によるアクセス性や交通結節機能、地区内回遊のための交通手段などが求められる ・光駅周辺地区拠点整備事業等において、具体的な施策を検討	-
	II 各拠点地区との連携を強化する 交通結節機能			
	II 地区内回遊のための交通手段			

★：基幹的機能が立地 ○：一般的機能が立地 △：立地が乏しい

コアエリアⅡ（市役所周辺） 誘導施設（案）

役割	行政・文化・教育の拠点として、全ての市民が利用しやすく、 集い、交流できる都市拠点
ターゲット	行政・文教機能をはじめ多様な機能が連携した都市拠点づくり

ストリー	I 文教機能をはじめとした各種機能の連携強化
	II 文化・教育の振興と交流の活性化
	III 拠点地区からのアクセス性の向上
	IV 近隣事業所従業者等の職住近接の促進（居住快適性の向上）

求められる機能		誘導施設への位置付けの判断			誘導施設等 <small>※黒字の施設は、行政サービス施設等であり、法定の誘導施設には位置付けず、届出の対象とはしない</small>
		分布特性	立地状況等		
商業	I・IV 公共施設等と近接した利便性の高い 食料品店・飲食店	地域分散	○	・市役所から少しはなれたところに大規模小売店舗等が立地 ・周辺住民の生活を支える商業施設の維持や、市役所に近接した商業施設の誘致が求められる	大規模小売店舗 (大規模小売店舗立地法第2条第2項)
	IV 周辺への定住を促す 大型商業施設	都市拠点			
医療	I 休日における市民生活の安全・安心を確保する 休日診療所	都市拠点 地域分散	★	・休日診療所や複数の診療所が立地 ・休日診療機能の維持に加えて、高次の医療サービス施設の誘導が求められる	病院 (医療法第1条の5)
	IV 周辺の暮らしの安心を支える 医療施設	都市拠点			
福祉	I・IV 市民の健康・福祉・医療等の総合的な 支援センター	都市拠点	★	・地域包括支援センター（総合福祉センター内）が立地 ・市民の心身の健康保持及び生活の安定のため、機能の維持が求められる	地域包括支援センター (介護保険法第115条の46第1項)
子育て	I・IV 市民の子育てに関する総合的な 支援センター	都市拠点	★	・子育て支援センターや子ども相談センター（ともに総合福祉センター内）が立地 ・子育て家庭に対する育児支援のため、機能の維持が求められる	子育て支援センター (厚労省通達「特別保育事業の実施について」)
教育	I 高度な普通教育および専門教育を施す 教育施設	都市拠点	★	・高等学校が立地 ・文化・教育の拠点として、機能の維持が求められる	高等学校 (学校教育法第50条)
文化交流	I・II 市民の文化、学習・研究活動を支える 文化教育施設	都市拠点	★	・図書館や文化センター、光スポーツ館、コミュニティセンター等が立地 ・文化・教育の拠点として機能の維持が求められる	交流施設 (地方自治法第244条第1項 等)
	I・II 市民の交流活動を促進する 交流施設	都市拠点			
行政	I・II 民間活力の活用などによる質の高い 公共サービス機能	都市拠点	★	・市役所本庁舎や総合福祉センターが立地 ・市役所本庁舎については、耐震化基本構想の策定に着手している	行政施設 (地方自治法第4条)
その他	III 各拠点地区から公共交通によりアクセスしやすい交通環境	-	-	・公共交通によるアクセス性や交通結節機能などが求められる	-
	III 各拠点地区との連携を強化する 交通結節機能				

★：基幹的機能が立地 ○：一般的機能が立地

■各都市拠点への立地を維持・誘導する施設（案）（まとめ）

		コアエリア I (光駅周辺～島田市)	コアエリア II (市役所周辺)	法的位置付け等	定義等
医療	病院	○	○	医療法第1条の5	医師が、公衆又は特定多数人のため医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの
福祉	地域包括支援センター	-	●	介護保険法第115条の46第1項	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設
子育て	子育て交流施設	○	-	児童福祉法第6条の3第6項	地域子育て支援拠点事業（乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業）に基づく施設
	子育て支援センター	-	●	厚労省通達「特別保育事業の実施について」	子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援並びに特別保育事業等を積極的に実施するなど、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設
教育	高等学校	-	○	学校教育法第50条	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す施設
	専修学校・各種学校	○	-	学校教育法第124条 学校教育法第134条	専修学校：職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行う施設 各種学校：学校教育に類する教育を行う施設（専修学校を除く）
文化交流	交流施設	○	○	地方自治法第244条第1項 等	住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設 交流センター
	観光案内施設	○	-	なし	主に本市の観光情報の提供などの案内を行う施設
商業	大規模小売店舗（1000m ² 超）	○	○	大規模小売店舗立地法第2条第2項	一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が基準面積（本計画では1000m ² とする）を超えるもの
行政	行政施設	-	●	地方自治法第4条第1項	行政事務を行う施設

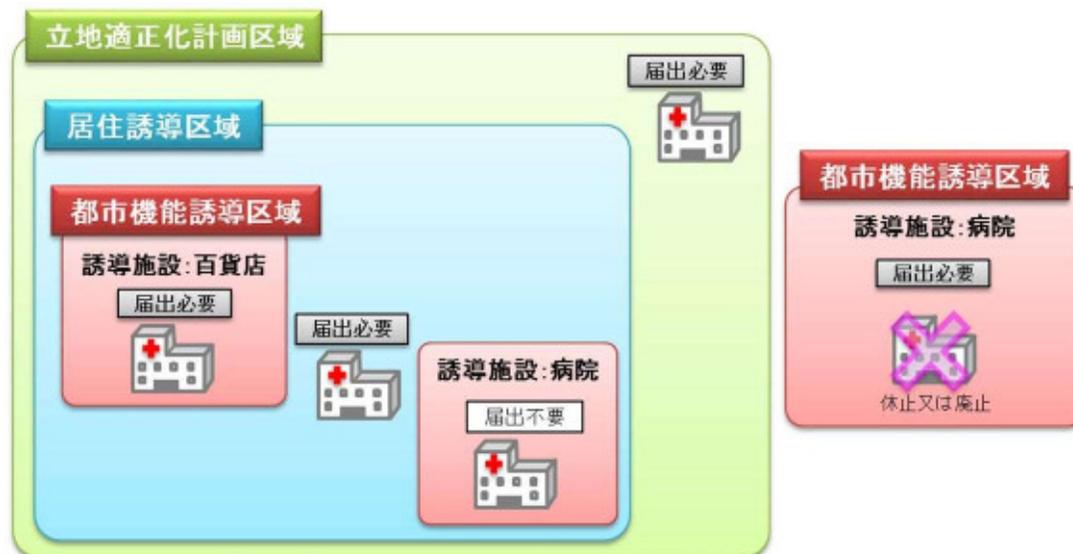
※ ●の施設は、行政サービス施設等であり、法定の誘導施設には位置付けず、届出の対象とはしない

■届出制度

《届出制度の概要》

○立地適正化計画区域内の都市機能誘導区域外で、誘導施設の整備を行おうとする場合（誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為、誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合、建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合、建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合）、若しくは都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、当該行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が義務付けられる

※都市再生特別措置法の改正（平成30年7月15日施行）により、都市機能誘導区域内に立地する誘導施設を休止し、または廃止しようとする場合にも、休止し、または廃止しようとする日の30日前までに市長への届出が必要となった



《届出への対応》

○都市機能誘導区域内への誘導施設の立地の妨げとはならないと判断した場合

➢届出をした者に対して、税財政、金融上の支援措置など当該区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行うことが考えられる

○届出内容どおりの開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合

➢開発行為等の規模を縮小するよう調整
 ➢都市機能誘導区域内の公有地や未利用地において行うよう調整
 ➢開発行為等自体を中止するよう調整 等

不調

➢届出をした者に対して、開発規模の縮小、都市機能誘導区域内への立地等の勧告

必要な場合には、都市機能誘導区域内の公有地の提供や土地の取得についてあっせん等を行うよう努めなければならない

■誘導施策

◆基本的な考え（案）

・都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導あるいは維持するために市が講ずべき施策についての、基本的な考え（案）

- 都市再生特別措置法に基づく届出制度や、国等による直接支援施策を活用しながら、立地の適正化に関する事業者や市民の意識醸成を図る
- 人口減少時代に挑む本市の姿勢を示した第2次光市総合計画や、光市まち・ひと・しごと創生総合戦略などの上位計画における施策等のうち、特に立地適正化(都市機能誘導)に資する取組みを確実に推進する
- 立地の適正化に向けて、国等の支援を受けて市が行うことのできる誘導施策や市独自の誘導施策について、計画の進行管理に努めながら、段階的に検討・実施する

■誘導施策（参考）

◆国等が直接行う施策

・都市機能誘導区域内における誘導施設の整備に対して、国等が行う直接支援として、税制支援や金融支援がある

○税制支援

民間事業者による誘導施設の整備に対する、税制上の特例措置
 （用地等資産の買換特例や譲渡所得の特例、固定資産税等の課税標準の特例）

○金融支援

民間事業者による誘導施設の整備に対する、
 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置（限度額の引き上げ）

◆国の支援を受けて市が行うことができる施策

・都市機能誘導区域内において、一定の要件を満たす誘導施設の整備等に対して、国の支援措置が活用可能となる

○都市機能立地支援事業

民間事業者による一定要件を満たす誘導施設の整備に対する、国と市による財政上の支援等

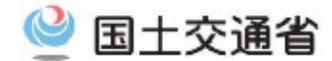
○都市再構築戦略事業（社会資本整備総合交付金）

市が自ら事業を実施する場合や、民間事業者等の整備費を一部負担する場合に活用できる国の財政支援

※その他にも、様々な支援制度がある

■誘導施策（参考）

都市機能立地支援事業



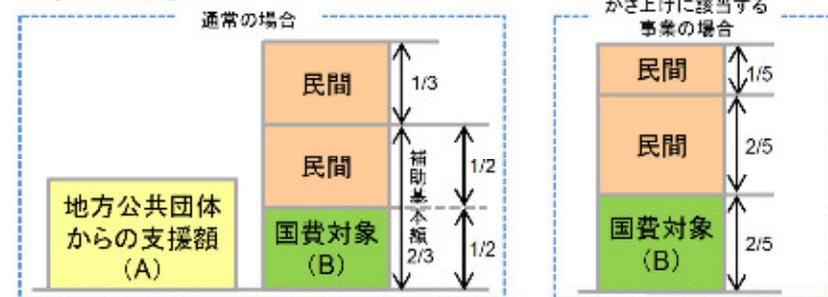
○地方公共団体からの支援として、民間事業者に対する**公有地等賃料の減免や固定資産税等の減免等を実施。**

○生活に必要な**都市機能(医療・社会福祉・教育文化)**を都市機能誘導区域内へ誘導するため、都市機能整備を実施する**民間事業者に対し、国から直接支援。(補助率50%)**

※ 都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合が50%以上の場合は、交付率を50%から45%とする。(経過措置あり)

○「①低・未利用地の活用」「②複数の敷地の集約・整序」「③既存ストックの活用」「④都市機能の複合整備」を行う事業については、**交付対象事業費のかさ上げを行い、民間負担を軽減。**

○国からの支援のイメージ

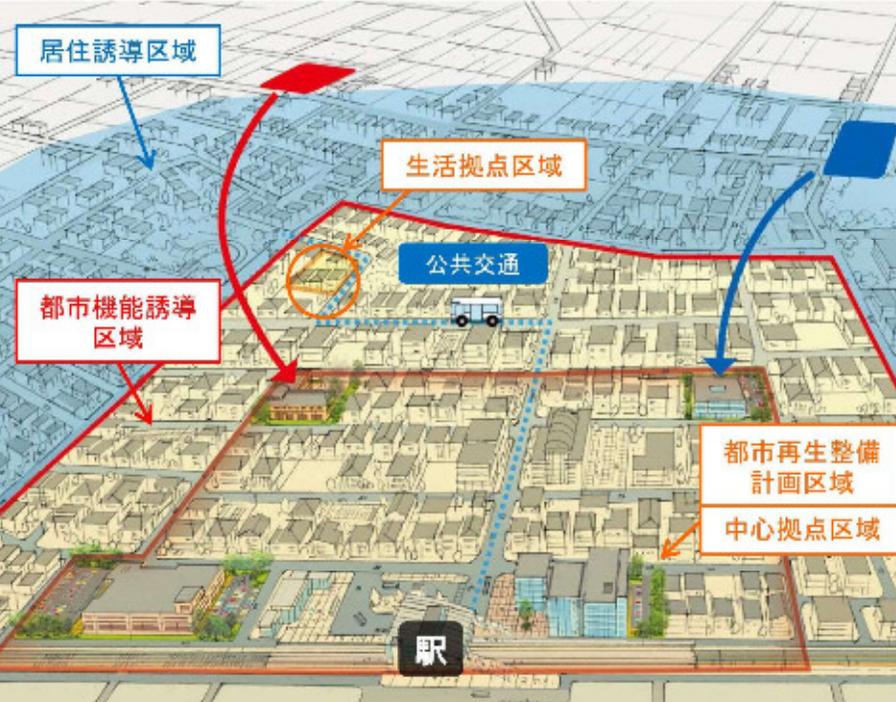


・(A)と(B)のいずれか低い額が国からの支援額となる。
 ・補助対象事業費に算入できる専有部整備費は23%相当に限る。
 ・一定の要件に該当する場合、補助基本額(設計費・賃借料以外)のかさ上げにより、民間事業者負担を軽減可能。

①低・未利用地を活用し、土地を有効利用することにより、生活に必要な都市機能を整備



まちなかに低・未利用地が存在
 低・未利用地を活用し、教育施設を整備



②複数の敷地の集約・整序を行い、土地を有効利用し、生活に必要な都市機能を整備



細分化された敷地に建築物が立地
 敷地を集約し、医療施設を整備

③既存ストックの有効活用を図るため、コンバージョンにより、生活に必要な都市機能を整備



核テナントが撤退し、空きフロアが存在
 既存ストックを活用し、子育て支援施設や社会福祉施設等を整備

④中心拠点の核の形成に向けて、生活に必要な都市機能を**複合整備**



民間事業者が病院と看護学校を複合整備し、都市機能を確保

■誘導施策（参考）

都市再構築戦略事業

必要な都市機能を誘導するための都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を作成

都市再構築戦略事業

○事業の特徴

- ・生活に必要な都市機能(医療・社会福祉・教育文化)を都市機能誘導区域内へ誘導するため、社会資本整備総合交付金により整備を支援。
- ・交付率をかさ上げして支援。(交付率40%→50%)^{※注}
- ・民間事業者が事業主体で間接交付を行う場合、「①低・未利用地の活用」「②複数の敷地の集約・整序」「③既存ストックの活用」「④都市機能の複合整備」を行う事業については、交付対象事業費のかさ上げを行い、民間負担を軽減。

※ 都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合が50%以上の場合は、交付率を50%から45%とする。(経過措置あり)

○事業の構成

- (1) 中心拠点区域内における誘導施設の整備事業。
(中心拠点誘導施設: 医療施設、社会福祉施設、教育文化施設)
- (2) 生活拠点区域内における誘導施設の整備事業。
- (3) 中心拠点区域内又は生活拠点区域内において、事業を推進するため(1)又は(2)の事業と一体的に実施する都市再生整備計画事業のその他の交付対象事業。
(道路、公園、地域交流センター等)

※誘導施設の交付対象事業費の上限は原則21億円

○事業イメージ



■誘導施策（参考）

◆総合計画・総合戦略における立地適正化（都市機能誘導）に関連する施策等

分類				施策等	光駅周辺 ～島田市	市役所 周辺	
	計画	目標	重点				
公共施設の再編・整備	拠点の整備	計画	目標1	重点1	大和複合型施設の整備		
		計画	目標4	重点2	コンパクトなまちづくりモデル事業の推進（岩田駅周辺地区）		
		計画	目標4	重点2	光駅周辺の拠点整備の推進	○	
		戦略	目標4	戦略3	岩田駅周辺における公共施設の再編再配置		
	住宅整備	計画	目標4	重点2	岩田駅周辺地区における公営住宅の整備		
		計画	目標4	重点2	光市営住宅等長寿命化計画に基づく住宅ストック水準の適正化	○	○
		計画	目標4	重点2	老朽化した市営住宅の改修や改善	○	○
		戦略	目標4	戦略3	公営住宅の再編の検討	○	○
	医療・福祉	計画	目標3	重点1	光総合病院の移転新築	○	
		計画	目標3	重点1	公共施設のバリアフリー化の推進	○	○
教育施設	計画	目標2	重点1	公立幼保施設の再編	○	○	
	計画	目標2	重点2	光市立小中学校の将来の在り方の総合的な検討	○	○	
	計画	目標1	重点2	図書館整備のあり方の検討		○	
文化施設	計画	目標1	重点2	歴史文化施設等の整備充実	○	○	
	計画	目標3	重点2	災害に強い都市基盤整備の推進	○	○	
災害対策	計画	目標3	重点2	市役所本庁舎の耐震化に向けたあり方の検討		○	
	戦略	目標3	戦略2	公立幼稚園保育園の耐震化の推進	○	○	
	戦略	目標3	戦略4	小中学校の施設整備や耐震化（非構造部材）の推進	○	○	
		目標3	戦略4	小中学校の施設整備や耐震化（非構造部材）の推進	○	○	
公共施設の活用	公共財の活用	計画	目標1	重点2	学校体育施設の開放や施設管理の充実	○	○
		計画	目標6	重点2	遊休財産の処分有効活用の推進	○	○
		計画	目標6	重点2	公共施設マネジメント事業の推進	○	○
	文化活動の振興	計画	目標1	重点2	市民参加型の芸術文化活動の企画開催	○	○
		計画	目標1	重点2	生涯学習講座の充実及び情報提供	○	○
		計画	目標1	重点2	総合型地域スポーツクラブの育成支援	○	○
		計画	目標1	重点2	地域における芸術文化活動の支援	○	○
		計画	目標1	重点2	文化財歴史資料の保存保護	○	○
		計画	目標1	重点2	魅力ある学習機会の提供拡充	○	○
		計画	目標2	重点2	周防の森ロッジと周辺野外活動エリアの活用	○	○
産業の振興	計画	目標5	重点1	地場産業の高度化支援	○	○	
	計画	目標5	重点1	サービス業育成の支援	○	○	
企業誘致	戦略	目標1	戦略1	新規事業へのチャレンジ支援の充実	○	○	
	戦略	目標1	戦略1	企業誘致活動の推進	○	○	
就業促進	戦略	目標1	戦略1	事業所の進出や創業への支援の充実	○	○	
	戦略	目標1	戦略1	高齢者や障害者、女性の就労機会の確保	○	○	
	戦略	目標2	戦略2	移住希望者を対象とした就業支援の充実	○	○	
戦略	目標2	戦略2	若者を対象とした就業支援の充実	○	○		

分類				施策等	光駅周辺 ～島田市	市役所 周辺		
	計画	目標	重点					
産業の誘致・振興	工業の振興	計画	目標5	重点1	新しい工業の育成支援			
		戦略	目標1	戦略1	基幹工業と地域工業の振興			
	商業の振興	計画	目標5	重点1	地域と一体となった魅力的な商業空間の形成	○	○	
		計画	目標5	重点1	地域の特徴ある商業活動イベントの支援	○	○	
	農林漁業の振興	計画	目標5	重点1	地域経済の活性化商業団体等との連携強化	○	○	
		計画	目標5	重点1	新規漁業就業者の確保など後継者の育成			
		計画	目標5	重点1	水産物の6次産業化の推進			
		計画	目標5	重点1	認定農業者、新規就農者の確保育成			
	医療・福祉の整備	医療の充実	計画	目標5	重点1	農産物を活用した新たな商品やサービス開発への支援	○	○
			計画	目標3	重点1	地域包括ケアシステムの構築発展	○	○
計画			目標3	重点1	保健福祉医療サービスの連携充実	○	○	
福祉の充実		計画	目標3	重点1	大和地域への民間診療所誘致による医療体制の確保			
		計画	目標3	重点1	障害のある人の自立と社会参加の促進	○	○	
		計画	目標3	重点1	介護サービスの充実	○	○	
		計画	目標3	重点1	介護予防の推進	○	○	
		計画	目標3	重点1	高齢者の健康づくりの推進	○	○	
		計画	目標3	重点1	三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の利用促進			
		計画	目標3	重点1	障害のある人ない人の交流機会の充実と支え合いの促進	○	○	
教育・子育て環境の整備	子育て	計画	目標2	重点1	ファミリーサポートセンター事業の実施		○	
		計画	目標2	重点1	各種保育事業の実施	○	○	
		計画	目標2	重点1	産院小児科や関係機関との連携	○	○	
		計画	目標2	重点1	妊娠出産ケアシステムの充実と個別相談の充実	○	○	
		戦略	目標3	戦略2	子ども子育て支援新制度に移行する施設等への給付	○	○	
	幼稚園・保育園	戦略	目標3	戦略2	児童遊園地など子どもの遊び場の安全確保	○	○	
		計画	目標2	重点1	放課後児童クラブ（サンホーム）の管理運営	○	○	
		計画	目標2	重点1	幼稚園保育施設の整備充実	○	○	
	教育	戦略	目標3	戦略2	保育サービス幼児教育の充実	○	○	
		計画	目標2	重点2	学校施設の安全性快適性の確保	○	○	
計画		目標2	重点2	私学振興への支援	○	○		
計画	目標2	重点2	次世代型コミュニティスクールの推進	○	○			

■誘導施策（参考）

◆光市地域公共交通網形成計画における施策の体系

目標	展開例	実施主体		
		交通事業者	光市	市民など
目標1 効率的で利便性の高い公共交通網の整備	1) 市内バス路線の再編	◎	◎	
	2) 地域内交通の導入	◎	◎	◎
	3) 主要幹線バス運行の改善	◎		
	4) 光市営バス運行の改善		◎	
目標2 利用しやすい交通結節機能の充実	5) 交通結節点の環境整備	◎	◎	
	6) 乗継機能の改善	◎	◎	
	7) バス停周辺の待合環境整備	◎	○	○
	8) わかりやすい乗継情報の提供	◎	○	
目標3 市民とともに守り支える環境づくり	9) 「(仮称)光市公共交通情報冊子」の作成		◎	
	10) 市民へのモビリティ・マネジメント ⁴ の実施	◎	◎	◎
	11) 観光客の利用促進	◎	◎	○
	12) 牛島航路の観光客の利用促進	◎		○

◆光市公共施設等総合管理計画における関連する方向性等

庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎を更新する場合には、行政機能の集約化や他施設との複合化により、施設総量の縮減を目指す ・大和支所は、大和コミュニティセンターや図書館大和分室等との複合型施設として整備する
社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターは、老朽化等の状況を踏まえ、近隣の公共施設等との複合化も視野に入れつつ機能を維持する ・教育集会所、その他の社会教育施設は、利用状況等を踏まえて複合化や統廃合、地域への譲渡を検討する
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の更新等にあたり、P P P や P F I といった民間資金を活用した施設整備を検討する ・他の公共施設や民間施設との複合化により、財政負担の軽減と施設総量の縮減を図る
スポーツ施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設は、市内の民間施設等の利用状況も考慮し、学校体育館等を含めたスポーツ施設全体での機能の再編を検討する ・レクリエーション施設は、利用促進を図るため、施設の有効活用を検討する
保育・子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所は、状況に応じて施設集約を検討しつつ、運営方法については、民間にできることは民間に委ねることを基本とし、民間活力の導入を検討する ・放課後児童クラブは、児童数の減少が見込まれる中で、学校施設の積極的な活用やリース方式による施設の確保、民間委託等を検討する
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・憩いの家は、他施設との複合化や機能集約により施設総量の縮減を検討する ・老人憩いの家は、地域の集会所的な利用状況もあることから、地域への譲渡を検討する ・障害者施設は、空き施設への移転や民間事業者等への譲渡により、施設総量の縮減を図る ・ふれあいセンターは、利用状況等を踏まえ、近隣の公共施設との機能集約や複合化を検討する
小・中学校 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・学校数や学校規模の適正化を検討し、小中連携・一貫教育へのアプローチに沿った学校施設の再編を進める ・余裕教室については、放課後児童クラブやコミュニティセンター等、他の公共施設との複合化の可能性を検討する ・公立幼稚園は、適正規模の観点から再編を行い、公立幼保施設のあり方について、引き続き検討する
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の更新に係る供給方法については、民間住宅の借り上げや空き家の活用、P F I を含めた民間活力の活用等を検討する ・住み替えや周辺の市営住宅の集約化等により長期間の空き家を縮減し、防犯上の安全対策に努める
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・光総合病院については、移転後や既存施設や土地の処分方法について検討する